

2006(平成18年)

10. 15

広報

はむら



第6回 はむらふるさと祭り

9月30日(土)と10月1日(日)に行われたはむらふるさと祭り。

晴天に恵まれた初日とうってかわって2日目はあいにくの雨模様となってしまいました。しかし、出演者の皆さんの熱演に誘われたかのように、会場となった小作駅東口広場周辺は多くの来場者で賑わい、両日で約1万2000人が訪れました。

CONTENTS

■意見をお寄せください!!	
羽村市男女共同参画推進条例素案	1
■はむらんは見た…!	
～もっと守って交通マナー～	3
■お知らせ	5
■健康ガイド	15
■団体のひろば	16

意見をお寄せください!!

羽村市男女共同参画推進条例素案

募集期間 10月16日(月)～11月17日(金)午後5時(必着)

市は、平成9年に「男女共同参画都市」を宣言しました。さらに、平成14年には、「はむら男女共同参画推進プラン」を策定し、積極的な取り組みを行ってきましたが、男女共同参画社会の実現には、なお一層の努力が必要です。

このため、男女共同参画社会の実現に向け、条例の制定を検討してきました。このたび、公募市民や関係団体の代表者などで構成する「羽村市男女共同参画推進会議」による調査研究報告や6月に実施した男女共同参画のまちづくり推進事業に参加した市民の皆さんに意見をお聞きし、羽村市男女共同参画推進条例の素案をまとめました。

素案に対する皆さんの意見を募集します。多くの皆さんの意見をお待ちしています。

問合せ 広域・協働推進課男女共同参画担当

提出方法

様式は自由です。案件名および下記
の必要事項を記入し、郵送・ファク
ス・Eメールまたは直接広域・協働
推進課へ提出してください。

※電話での意見はご遠慮ください。

提出先

広域・協働推進課男女共同参画担当
〒205-1860-1(住所記載不要)
FAX 554-1292-1
✉s101100@city.hamura.tokyo.jp

お願い

- 住所、氏名など必要事項が記入されて
いない場合は対象になりませんので、
必ず記入してください。
- 提出していたいただいた内容は、個人情報
を除き公表します。
- この手続きは、案件に対する賛否を問
うものではありませんので、ご了承ください。
- 意見に対する個別の回答はできませ
んのので、ご了承ください。

対 象	必 要 事 項
市内在住の方	住所、氏名、年齢
市内に事務所・事業所をお持ちの方 (個人)	事務所・事業所の名称、所在地、氏名
市内に事務所・事業所のある法人そ の他の団体	事務所・事業所の名称、所在地、代表者氏名
市内在勤の方	事務所・事業所の名称、所在地、氏名
市内在学の方	学校の名称、所在地、氏名
上記以外の方で直接意見募集案件に 利害関係のある方	住所、氏名、年齢、利害関係の内容

Public
comment

意見公募手続を実施します

「意見公募手続」とは、市の重要
な施策など（条例・計画など）を
定める際に、施策などの案や資料
をあらかじめ公表して、広く市民
の皆さんからの意見を募集する一
連の手続きをいいます。

受け付けた意見（整理・要約し
たもの）やそれらを考慮した結果
も公表します。

意見公募手続の流れ

- 1 施策などを定めようとするとき、
次の手続を実施します。
- 1 施策などの案および関連資料を
事前に公表します。
- 2 30日以上の期間を置き、市民な
どの意見などを公募します。
- 3 意見などを考慮します。
- 4 意見などの内容、考慮した結果
などを公表します。

男女共同参画推進条例素案（概要）

基本的な考え方（理念）

- ◆男女が個人として尊重され、性別による差別的取扱いを受けることなく、その能力を発揮する機会が確保されること。
- ◆性別による固定的な役割分担などを反映した社会の制度または慣行が、男女の社会における活動の選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- ◆男女が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動の方針の立案や決定に共同して参画する機会が確保されること。
- ◆男女が、相互の協力と社会的支援のもとに、家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、家庭生活における活動とそれ以外の活動を行うことができるようにすること。
- ◆男女共同参画社会の形成の促進は、国際社会における取組と密接に関係していることを踏まえ、国際的協調のもとに行われること。

市の責務

- 施策を総合的に策定し実施します。
- 市民、事業者等や国・その他の地方公共団体と相互に連携します。

市民の責務

- 基本理念に関する理解を深め、男女共同参画社会の形成の促進に自ら努めます。
- 市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めます。

事業者等の責務

- その活動に関し、男女共同参画社会の形成の促進に努めます。
- 市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めます。

市、市民、事業者等の協働

協働して男女共同参画施策の推進に努めます。

性別による差別的取扱いなどを禁止

- 性別による差別的取扱いを禁止します。
- セクシュアル・ハラスメントを禁止します。
- 配偶者などに対する暴力を禁止します。

市が取り組むこと

- 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画を策定します。
- 審議会などの委員の委嘱をするときは、男女が共同して参画する機会を確保するよう努めます。
- 広報活動、学校教育および生涯学習などに係る機会を通じて、基本理念に関する市民および事業者等の理解を深めるよう適切な措置を講じます。
- 市の男女共同参画施策などに関する意見などの申し出や性別による権利侵害に関する相談の申し出を受けたときは、関係機関などと連携して、迅速かつ適切に対応します。
- 男女共同参画施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めます。

羽村市男女共同参画推進会議の設置

基本計画の策定や変更など男女共同参画施策に関する基本的・重要な事項や男女共同参画施策の充実や推進に関する事項を調査検討し、必要に応じて市長に報告または提言をします。

※条例の全文は、広域・協働推進課窓口、市政情報コーナー、市ホームページ、または男女共同参画情報誌ウィーブ18号でご覧ください。

public
comment

今後は、対象となる施策ごとに実施していきますので、意見をお寄せください。

意見などの受付
意見などは、案件の所管課窓口・郵送・ファクス・Eメールで受け付けます。

公表の方法
施策などの所管課窓口・市役所市政情報コーナーに備え付け、市ホームページ・広報はむら（概要）へ掲載します。

対象となる施策など
1 長期総合計画の基本構想・基本計画
その他の重要な基本計画
2 市政の基本的方針を定める条例
3 市民などに義務を課し権利を制限する条例
4 憲章・宣言・その他適当と認めるもの

自転車で事故を起こすと責任を問われます！

自転車は「軽車両」と呼ばれ、車の仲間。
ルールを守って乗らないと、時には歩行者と
接触してけがをさせてしまったり、最悪の場合
死亡させてしまったりすることもあるんだ。

自転車もかなりのスピードが出るんだよ。
だから歩行者にとっては車と同じように怖い
存在。自転車に乗っ
ているとき、危険な
運転をすることで、
事故を起こしてしま
うこともあるんだ。
十分に気をつけよう。



民事上の責任

交通事故によって他人を死亡させたり、
けがをさせたりした場合「損害賠償」と
いう形で民事上の責任が問われます。

自転車の事故により相手に重い障害を
負わせ、約 5000 万円の損害賠償の支払い
を命じられた例もあります。

刑事上の責任

交通事故に対する刑罰には懲役、禁錮、
罰金、科料の 4 つの種類があります。

羽村駅と小作駅で「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」を行います



放置自転車は他の交通の妨げになって、事故
が起こる危険を増やしてしまうんだ。

だから自転車の放置も禁止されているんだよ。
自転車は駐輪場に置いてね。

また、自転車を駐輪場に置くときは、順番に
並べて置くとほかの人も使いやすいね。

期 間 10月22日(日)～31日(火)

放置禁止区域

「羽村市自転車等の放置防止に関する条例」で羽村駅・小作駅
を中心に半径 400 m 以内の区域が自転車放置禁止区域に指定さ
れています。

※放置禁止区域内に放置してある自転車やバイクは保管所に移
動します。移動した自転車などを引き渡す際には、撤去手数
料が必要となりますので注意してください。

自転車保管所

住 所 緑ヶ丘 1-21-16

引渡日・時間 月～金曜日(祝
日・年末年始を除く) 午前 9
時～午後 4 時(月・木曜日は
午後 7 時 30 分まで)

撤去手数料

原 付 3,000 円

自転車 2,000 円

放置禁止区域 *羽村駅*



放置禁止区域 *小作駅*



自分が事故にあうことを防ぐことは、歩行者の安全も守ることになるん
だ。正しいルール・マナーで自転車に乗って、事故のない快適なまちにし
ていこうね。

はむらんは見た…！次回は＜歩行者編＞。

11月15日号を予定しているよ。

問合せ 市民生活安全課交通・安全係

自転車の保管について…羽村市自転車保管所 ☎ 579-4815

